

学校いじめ防止基本方針

～ わたしたちは いじめを しない させない 見逃さない ～

令和6年4月

高島市立安曇川中学校

目 次

I いじめ対策の基本的な考え方	1
1 はじめに	
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	
3 いじめの定義（法第2条より）	
4 いじめの認知	
II 学校における施策	2
1 学校の基本的施策	
2 学校の取組（別添1）	
3 いじめの防止等の対策のための組織（別添2）	
4 行動計画および年間計画（別添3）	
5 重大な事態への対処	
6 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し	
（別添1）学校の取組	3
1 学校の取組	
（1）教職員が一丸となって取り組む学校づくり	
（2）いじめの防止と早期発見	
（3）いじめへの対処	
（4）いじめの解消	
（5）職員研修の充実	
2 家庭との連携	
（1）保護者と学校が一体となった学校づくり	
（2）いじめをしない子どもの育成	
（3）いじめへの対応	
（4）PTA活動の促進	
3 地域との連携	
（1）学校運営協議会との連携	
（2）地域への働きかけ	
（別添2）いじめの防止等の対策のための組織	6
（別添3）行動計画および年間計画	7

I いじめ対策の基本的な考え方

1 はじめに

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子供が健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人のかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気 が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校は、地域や家庭その他の関係者との連携を深め、いじめの克服に向けての取組を推進し、生徒の尊厳を保持することを目的に、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定や、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を踏まえるとともに、「高島市いじめ防止基本方針」を参酌し、本校における「学校いじめ防止基本方針」を定めるものである。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 いじめの認知

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾、スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

「いじめ」の中には、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものが含まれる。これらについては、教育的な配慮および被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取ることが必要である。

II 学校における施策

1 学校の基本的施策

学校の基本的施策として、①道徳教育及び体験活動等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進等の施策に取り組むこととする。

また、個別のいじめへの対処については、①いじめの事実確認、②いじめを受けた生徒またはその保護者に対する支援、③いじめを行った生徒に対する指導またはその保護者に対する助言等の措置を行うこととする。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときには警察と連携して対処するものとする。

2 学校の取組

学校は、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。（詳細は別添1に記載する）

3 いじめの防止等の対策のための組織

学校は、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、学校におけるいじめの防止や早期発見、及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的に行うため、その中心的な役割を担う常設の組織「いじめ防止対策委員会」を置くこととする。（詳細は別添2に記載する）

4 行動計画および年間計画

学校におけるいじめの防止や早期発見、及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、行動計画および年間計画を作成し、推進することとする。（詳細は別添３に記載する）

また、いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すこととする。

5 重大な事態への対処

重大な事態（法２８条）への対処については、事実関係を明確にするための調査や市教育委員会への報告等、法や国の基本方針に基づいた対処を行うこととする。

6 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し

より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して機能しているかをいじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すこととする。

（別添１） 学校の取組

1 学校の取組

（１）教職員が一丸となって取り組む学校づくり

①人権尊重の意識等の育成

全教職員が、それぞれの指導場面で好機を逸せず、毅然とした態度で指導し、生徒の人権尊重の意識等を育成します。また、いじめを許さない雰囲気をつくりだします。

②わかる授業、魅力ある授業の創造

わかる授業、魅力ある授業を通して、「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定力」を育みます。

③道徳教育や特別活動の充実

道徳教育を充実させ、「正義」と「思いやり」、「生命の尊重」などの心情を育みます。また、特別活動の充実を図り、「いじめを見抜き、正しく対処する力」（インターネットを通じて行われるいじめへの対処を含む）や「豊かな人間関係を育む力」を育成します。

④認め合い、支え合い、相談できる集団づくり

一人ひとりの違いを認め合い、支え合い、悩んだときに友だちに相談できる雰囲気に満ちた学級や集団づくりに努めます。

⑤生徒との信頼関係づくり

生徒が悩みを気軽に相談できるよう、日頃から個々の生徒に声かけを行い、信頼関係づくりに努めます。

⑥生徒による主体的な活動の展開

学級活動、生徒会活動等において、いじめ対策にかかる集会やいじめ撲滅推進活動を設けるなどして、子ども同士が支え合う生徒の主体的な活動の場を設定し、適切な指導助言を行います。

（２）いじめの防止と早期発見

①些細な変化を見逃さない取組

子どもの些細な変化を見逃さないように業間や昼休み、放課後等に校舎内を巡回し、挨拶や声かけを積極的に行うなど、生徒とのふれあいに努めます。また、生徒が毎日提出する生活ノート等を通じて、個々の生徒の気持ちの変化に気づき教育相談等を行います。

②生徒へのアンケートの実施

アンケートを学期に２回実施し、いじめをはじめとする生徒の悩みや訴えを早期に把握します。また、アンケートの調査項目、実施時期、実施方法等を工夫し、生徒の実態の把握に努めます。

③情報交換会等の実施

毎日学年部会を行い、一日の生徒の些細な変化や状況について情報を共有し、個々の生徒に対し組織的に指導や支援を行います。

④情報モラル等の意識強化

インターネットを通じて行われるいじめを未然に防止するため、学級や学年で情報モラル学習を行い、利用に留意するように指導します。

（３）いじめへの対処

①全教職員による情報共有

日頃から「報告、連絡、相談、確認、記録」を徹底し、全教職員が速やかに情報を共有して対応できる体制を整備します。

②全教職員による組織的な対応

いじめを把握した際は、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開き、速やかに方針を決定し、組織的に対応します。

③スクールカウンセラーや各関係機関との連携

日頃からスクールカウンセラーや教育委員会、各関係機関との連携を密に図り、いじめが発生した際は、迅速かつ適切に協働していじめの早期解決および事後のケアに取り組みます。

（４）いじめの解消

①いじめが「解消している状態」であるかどうかは、次の２つの要件が満たされているかを確認することにより判断します。

i) いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３か月を目安とする）継続していること。

ii) いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害生徒本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。

②「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒および加害生徒を日常的に注意深く見守ります。

（５）職員研修の充実

①指導力の向上

県や市が主催する研修会に参加するなど、自ら積極的に研修を積み重ねることで、指導力の向上を図ります。また、カウンセラー等の専門家と連携し、教育相談の専門的知識を高めます。

②校内研修の充実

生徒指導上の個々の問題を全体で話し合う場をもち、全職員の共通理解を進めます。また、いじめの定義の周知徹底や、具体的な事例についての研修会をもち、教師の力量を高めます。

２ 家庭との連携

（１）保護者と学校が一体となった学校づくり

学校の取組や子どもの様子を学校便りや学年通信等で情報発信を行い、ＰＴＡとの協力関係を深めて、保護者と学校が一体となった学校づくりを進めます。

（２）いじめをしない子どもの育成

各家庭で、「いじめをしない子どもを育成する」ことの大切さを呼びかけるなど、保護者と協力していじめ防止に取り組みます。

（３）いじめへの対応

保護者との連絡をより密にして、子どもの些細な変化や悩みを早期にとらえ、保護者と協力し合いながらいじめの未然防止、早期発見に取り組みます。

（４）ＰＴＡ活動の促進

ＰＴＡ活動で、「いじめの未然防止」等生徒指導に関する啓発、保護者アンケートを実施するなど教職員と保護者が子どもの様々な課題（インターネットを通じて行われるいじめを含む）等に対して、共通認識をもてるように取り組みます。

３ 地域との連携

（１）学校運営協議会との連携

校長が意見を聞くことができる学校運営協議会委員に対して、いじめ対策にかかる取組状況を積極的に相談し、幅広い意見を求めるなど学校の取組内容を確認します。

（２）地域への働きかけ

学校の取組や子どもの様子を学校便り等で積極的に地域へ情報発信を行い、子どもに関する課題について、理解と協力を求めます。

(別添2) いじめの防止等の対策のための組織 (高島市立安曇川中学校)

<いじめ防止対策委員会>

■構成

校長・教頭・生徒指導主事・各学年の生徒指導担当者 および、
必要に応じて、生徒指導に係る加配教員・学級担任・養護教諭・スクールカウンセラー・他、で構成

いじめ防止対策委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中心的な役割を担う。
具体的には、以下の役割を担うこととする。

- 1 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中心的な役割
- 2 いじめの相談・通報の窓口としての役割
- 3 いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う役割
- 4 いじめの疑いに関する情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制づくり
 - ・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中心的な役割
 - ・法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、いじめ防止対策委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法による対応。

令和6年度ストップいじめ行動計画

わたしたちは、いじめを しない させない 見逃さない

【教員】

いじめを許さない学校づくりに一丸となって取り組みます

- 「いじめを絶対許さない」ことを生徒、保護者、地域の人々に宣言します。
- 道徳教育を充実させ、「正義」と「思いやり」、「生命の尊重」などの気持ちを育みます。
- 「いじめをしない・させない学校づくり」を生徒会・学級活動等で取り組みます。

未然防止と早期発見に努めます

- 些細な変化を見過ごさないように、毎学期、教育相談を行います。
- いじめが見過ごされないように、毎学期、生徒および保護者へのアンケートを行います。
- 生活ノート等を通じて、担任を中心に生徒との信頼関係を構築します。
- インターネットを通じて行われるいじめを未然に防止するため、情報モラル学習を行います。

職員研修の充実を図ります

- 生徒指導上の個々の問題を全体で話し合う場をもち、全職員が共通理解し、共通行動します。
- 校内研修で、生徒指導上の具体的な事例についての研修会をもち、教師の力量を高めます。
- カウンセラー等の専門家と連携し、教育相談の専門的知識を高めます。

指導体制の強化に努めます

- 校長の指揮の下、「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応します。
- 「報・連・相・記録」を十分機能させ、速やかな方針決定、行動に努めます。
- 状況に合わせてカウンセラーと連携し、また、教育委員会と適切に連絡を取り合います。

説明責任を果たします

- 学校通信や懇談会等で、学校の方針、取組、学校の様子を具体的に保護者に伝えます。
- 被害、加害の保護者には、必ず事実の報告を行い、理解と協力を求めます。
- 校長の判断の下、学級・学年・全校単位での保護者会を状況に合わせて行います。

【子ども】

いじめのない楽しい学校をつくります

- 校友会本部・生活委員会を中心にいじめ撲滅活動を行います。
- 全員が楽しめる充実した行事を企画します。
- 気持ちの良いあいさつ運動に取り組みます。

学級活動などに意欲的に取り組みます

- 一人ひとりが大切にされる学級をつくります。
- 行事には全員が団結協力して取り組みます。
- 何でも話し合える学級をつくります。

先生や保護者の話を素直に聞きます

- 授業にしっかり取り組みます。
- 悩みがあるときには先生や保護者に相談します。

【保護者】

子どもを見守り、向き合います

- 時間をかけて子どもの話をじっくり聴きます。
- 子どもの顔を見て話します。
- さわやかなあいさつをします。

P T A活動を促進します

- 研修会、講演会等に積極的に参加し、会員同士のコミュニケーションを深めます。
- 保護者同士の連携を積極的に深めます。学校と協力し解決にあたります。
- 学校行事に積極的に参加し、先生と気軽に話し合えるようにします。
- 学校と協力していじめ問題の解決に努めます。

令和6年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」

(高島市立安曇川中学校)

月	教職員・生徒の取組や活動	P T A・地域の取組や活動
4 月	☐ いじめ防止対策委員会の編成【職員会議】 ☐ 情報交換、指導記録の引継【職員会議・学年部会】 ☒ いじめ対策に係る共通理解【職員会議】 ☒ いじめ撲滅宣言【始業式・学年集会・学級活動】 ☒ 始業式、入学式後の生徒アンケート（生徒）・教育相談 ☐ 学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり【学級活動】	☒ いじめ対策についての協議【役員会】
5 月	☒ いじめを許さない学校づくり【学級活動】 ☐ 体育祭を通した集団づくり、人間関係づくり【体育祭】	☐ 保護者へのいじめ対策についての説明と啓発【PTA 総会】
6 月	☒ 生活についてのアンケート(生徒・保護者)・教育相談	☐ 保護者向けいじめについてのアンケート
7 月	☐ 生徒や保護者の意見の集約【学校評価】 ☐ 情報モラル学習【学級活動】	
8 月	☐ 1 学期のいじめ対策の反省と2 学期の取組の協議【職員会議・校内研修】	☐ 親子のふれあい強化月間【夏季休業】
9 月	☒ 始業式後の生徒アンケート（生徒）・教育相談 ☐ 文化祭を通した集団づくり、人間関係づくりを進めるための手だての協議【生徒会執行部会】 ☐ 体験学習を通した集団づくり、人間関係づくり【地域探訪・校外学習】	☐ 体験活動への参加・協力【地域探訪、校外学習】
10 月	☐ 文化祭を通した集団づくり、人間関係づくり ☐ いじめ撲滅推進活動【文化祭・生徒集会】	☐ 文化祭の参加・参観
11 月	☐ 働くことを通した豊かな人間関係づくり【職場体験学習】 ☒ 生活についてのアンケート(生徒・保護者)・教育相談 ☐ 生徒や保護者の意見の集約【学校評価】	☐ 職業体験を通して、職業観等の生徒への豊かな感性の育成【地域の企業、商店等】 ☐ これまでの反省と今後の取組についての協議【学校運営協議会】 ☐ いじめや情報モラルについての研修会【PTA 研修】 ☐ 保護者向けいじめについてのアンケート
12 月	☐ 人権意識啓発のための取組【学級活動・道徳】	
1 月	☒ 始業式後の生徒アンケート（生徒）・教育相談 ☐ 生徒によるカルタ大会の企画・準備・運営【カルタ大会】	
2 月	☒ 生活についてのアンケート(生徒・保護者)・教育相談	☐ いじめ撲滅に向けての協議【PTA 役員会】 ☐ 取組についての評価【学校運営協議会】 ☐ 保護者向けいじめについてのアンケート
3 月	☐ 情報交換、指導記録の引継【小中連絡会・中高連絡会】	☐ 今年度の反省と次年度への引継【PTA 引継会】
年間を通して	☐ 教職員による朝のあいさつ運動【月1回】 ☒ 休み時間・昼休みの校内巡視【毎日】 ☒ 情報交換会（各学年部会）【毎日朝・放課後】 ☒ 情報交換会（生徒指導委員会）【週1回】 ☐ 情報交換会（全職員）【職員会議】 ☐ いじめに関わる心に響く講話【全校集会】 ☐ 生徒会による朝のあいさつ運動・いじめ撲滅運動【随時】	☒ 家庭でのあいさつ、早寝早起き朝ごはんの取組【毎日】 ☐ 授業や休み時間の過ごし方等の参観 ☐ 朝の交通立ち番【PTA 生徒指導委員会】 ☐ 下校時の立ち番【PTA 生徒指導委員会】 ☐ 見守り応援隊による学校活動の見守り ☐ 学校運営協議会との連携

☐教職員の取組や活動
 ☐生徒の取組や活動
 ☐P T Aの取組や活動
 ☐地域の取組や活動（特に重点的に取り組む内容については、☒、☒、☒、☒のマークを付ける）